

平成 25 年度 第 2 回 地方独立行政法人新小山市民病院評価委員会次第

日時：平成 25 年 10 月 2 日（水）

午後 3 時～5 時

場所：小山市役所 4 階 議会会議室

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 審議事項

（1）地方独立行政法人新小山市民病院の評価基準等の作成について

- 1）地方独立行政法人新小山市民病院に対する評価の基本方針
- 2）地方独立行政法人新小山市民病院の年度評価実施要領
- 3）地方独立行政法人新小山市民病院の中期目標期間評価実施要領
- 4）地方独立行政法人新小山市民病院の財務諸表の承認方針

4. その他

5. 閉 会

平成25年度第1回地方独立行政法人新小山市民病院評価委員会出席者名簿

(50音順・敬称略) ◎委員長・○副委員長

【委員】	No.	推薦区分	役職	氏名
	1	病院経営及び独法会計基準を熟知している見地から	落合公認会計士事務所長	オチアイ トモハル 落合 智治
	2	看護教育及び看護体制の見地から	公益社団法人栃木県看護協会長	コウノ ジュンコ 河野 順子
	3	経営学の見地から	白鷗大学経営学部 教授	ホシ ノリコ 星 法子
	4	医師会及び地域医療の見地から	小山地区医師会長	マツオカ ジュンイチ ◎松岡 淳一
	5	医師派遣元及び病院経営の見地から	自治医科大学附属病院長	ヤスダ ヨシカズ ○安田 是和
6	受診者側にたった市民代表の見地から	市議会議員	ヤマグチ タダヤス 山口 忠保	
【事務局】		所属	役職	氏名
	1	保健福祉部	保健福祉部長	クリハラ チハヤ 栗原 千早
	2	健康増進課	課長	イムラ トモコ 飯村 智子
	3	健康増進課 緑の健康づくりの森推進室	室長	サルヤマ エツコ 猿山 悦子
	4	健康増進課 地域医療推進担当	担当	イケザワ イブキ 池澤 信行
	5	健康増進課 地域医療推進担当	主査	セキ マサル 関 将

地方独立行政法人新小山市民病院に対する評価の基本方針（案）

平成25年 月 日

地方独立行政法人新小山市民病院評価委員会

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条第1項及び第30条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人新小山市民病院評価委員会（以下「評価委員会」という。）において地方独立行政法人新小山市民病院（以下「法人」という。）の評価を実施するに当たっては、以下の方針に基づき行うものとする。

第1 基本方針

- 1 評価は、中期目標・中期計画の達成状況等を踏まえ、法人の業務運営等について多面的な観点から総合的に評価を行い、評価を通じて法人の継続的な質的向上に資するものとする。
- 2 評価を通じて、法人の中期目標・中期計画の達成に向けた取組み状況を市民に分かりやすく示すものとする。
- 3 業務運営の改善や効率化等の特色ある取組みや様々な工夫を積極的に評価するものとする。
- 4 法人を取り巻く環境の変化等を踏まえ、必要に応じて評価の方法を見直し・改善するものとする。

第2 評価方法

評価は、各事業年度終了時に実施する「年度評価」と中期目標期間終了時に実施する「中期目標期間評価」とし、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」を併せて行うものとする。

1 年度評価

- (1) 法人の自己評価・自己点検に基づき、中期計画及びこれに基づく年度計画に記載されている小項目、大項目及び全体について評価を行う。
- (2) 年度評価に係る評価基準等の詳細については、別途定めるものとする。

2 中期目標期間評価

- (1) 各年度評価の評価結果も踏まえつつ、中期目標に記載されている大項目及び全体について評価を行う。
- (2) 中期目標期間評価に係る評価基準等の詳細については、別途定めるものとする。

る。

第3 評価結果の活用

- 1 法人は、評価結果を踏まえて、組織や業務運営等の改善に取り組むものとする。
- 2 法人の業務継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討、次期中期目標及び次期中期計画の策定の際には、中期目標期間の各年度の評価結果を活用するものとする。
- 3 次期中期目標及び次期中期計画の策定に関して、評価委員会が意見を述べる際には、中期目標期間の各年度の評価結果を踏まえるものとする。

第4 評価の進め方

- 1 報告書の提出
法人は、各事業年度及び中期目標期間終了後3か月以内に、当該期間における業務の実績を明らかにした報告書を評価委員会に提出する。
- 2 評価の実施
評価委員会は、提出された報告書をもとに、法人からのヒアリング等を踏まえて業務実績を調査分析し、総合的な評価を行う。
- 3 意見申立て機会の付与
評価委員会は、評価結果の決定に当たり、法人に対し評価結果（案）に対する意見申立ての機会を付与する。

第5 目標・計画を策定する際の留意点

法人において、目標・計画を策定する際は、その達成状況を客観的に測定することができるよう、数値目標を設定することを基本とする。数値目標の設定が困難な場合は、達成状況が明らかになるように目標設定を工夫するものとする。

地方独立行政法人新小山市市民病院の年度評価実施要領（案）

平成 25 年 月 日

地方独立行政法人新小山市市民病院評価委員会

地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 28 条第 1 項の規定に基づき、地方独立行政法人新小山市市民病院評価委員会（以下「評価委員会」という。）において地方独立行政法人新小山市市民病院（以下「法人」という。）の各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）を実施するに当たっては、「地方独立行政法人新小山市市民病院に対する評価の基本方針（平成 25 年 月 日決定）」を踏まえながら、以下に示した方針及び評価方法などにより実施する。

第 1 評価方針

- 1 年度評価は、中期目標・中期計画の達成に向けた法人の事業の進捗状況を確認する観点から行う。
- 2 年度評価の積み重ねが、中期目標期間終了時における法人の自主的な組織や業務全般の見直しの基盤になることに留意する。

第 2 評価方法

- 1 年度評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。
- 2 「項目別評価」は、当該年度の年度計画に定めた事項ごとにその実施状況を確認することにより、各年度における中期計画の各事項の進捗状況を確認する。
- 3 「全体評価」では、項目別評価の結果等を踏まえつつ、中期計画の進捗状況全体について総合的に評価する。

第 3 項目別評価の具体的方法

項目別評価は、1 法人による自己評価、2 評価委員会による小項目評価、3 評価委員会による大項目評価の手順で行う。

- 1 法人による自己評価
 - (1) 法人は、年度計画の小項目（内容によっては複数の小項目）ごとの進捗状況について、次の表のとおり、5 段階で自己評価を行い、業務実績報告書を作成する。

区分	進捗の度合い	判断基準
5	計画を大幅に上回る。	計画を達成し、明らかにそれを上回るレベル
4	計画を順調に実施している。	計画どおりに実施している。
3	計画を下回るが、計画に近い。	計画からは下回ったが、支障や問題とならないレベル
2	計画を下回る。	計画からすれば、支障や問題があるレベル
1	計画を大幅に下回っている。	計画からすれば、著しく乖離したレベル、又は未着手

- (2) 業務実績報告書には、自己評価のほか、自己評価の判断理由（実施状況等）を記載する。
- (3) 業務実績報告書には、特記事項として、特色ある取組み、法人運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題等を自由に記載する。

2 評価委員会による小項目評価

- (1) 評価委員会において、法人の自己評価及び目標設定の妥当性などを総合的に検証し、年度計画の小項目ごとの進捗状況について、法人の自己評価と同様に1～5の5段階による評価を行う。
- (2) 評価委員会による評価と法人の自己評価が異なる場合は、評価委員会が評価の判断理由等を示す。
- (3) その他、必要に応じて、特記すべき点や遅れている点についてコメントを付す。

3 評価委員会による大項目評価

- (1) 評価委員会において、小項目評価結果、各重点項目の達成状況並びに特記事項の記載内容等を考慮し、大項目ごとに中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況について、次の5段階による評価を行う。

- S** : 特筆すべき進捗状況にある (4. 1以上)
- A** : 計画どおり進んでいる (3. 7以上4. 0以下)
- B** : おおむね計画どおりに進んでいる (3. 3以上3. 6以下)
- C** : やや遅れている (2. 9以上3. 2以下)
- D** : 重大な改善事項がある (2. 8以下)

各段階の評価は、大項目ごとの小項目評価の評点の平均点（少数点以下第2位四捨五入）で区分する。

第4 全体評価の具体的方法

- 1 評価委員会において、項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、記述式による評価を行う。
- 2 全体評価においては、法人化を契機とした病院改革の取組み（法人運営における自律性・機動性の発揮、財務内容の改善等）を積極的に評価することとする。

第5 年度評価の具体的な進め方とスケジュール

【6月末まで】

1. 法人において、業務実績報告書を作成し、評価委員会に提出する。

【7～9月】

2. 評価委員会において、法人からのヒアリング等により業務実績報告書の調査・分析を行い、年度評価の作業を行う。
3. 評価委員会における審議を通じて評価（案）をとりまとめる。
4. 評価（案）について法人に意見申立て機会を付与する。
5. 評価委員会において評価を決定して、法人に通知し、市長に報告する。
6. 議会に報告するとともに公表する。

第6 その他

- 1 法人において作成する業務実績報告書の様式は、別紙の通り（資料6）とする。
- 2 本実施要領については、年度評価の実施結果などを踏まえ、不断に見直し・改善を図るものとする。

他法人の年度評価の実施要領

大牟田市立病院（22. 4. 1 設立）	那覇市民病院（20. 4. 1 設立）	桑名市民病院（21. 10. 1 設立）
<p>地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人大牟田市立病院評価委員会（以下「評価委員会」という。）において地方独立行政法人大牟田市立病院（以下「法人」という。）の各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）を実施するに当たっては、「地方独立行政法人大牟田市立病院に対する評価の基本方針（平成22年8月31日決定）」を踏まえながら、以下に示した方針及び評価方法等により実施する。</p> <p>第1 評価方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 年度評価は、中期目標・中期計画の達成に向けた法人の事業の進捗状況を確認する観点から行う。 2 年度評価の積み重ねが、中期目標期間終了時における法人の自主的な組織や業務全般の見直しの基礎になることに留意する。 	<p>地方独立行政法人法第28条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人那覇市立病院評価委員会（以下「評価委員会」という。）において地方独立行政法人那覇市立病院（以下「法人」という。）の各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）を実施するに当たっては、「地方独立行政法人那覇市立病院に対する評価の基本方針（平成20年11月25日決定）」を踏まえながら、以下に示した方針及び評価方法等により実施する。</p> <p>1 評価方針</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 年度評価は、中期目標・中期計画の達成に向けた法人の事業の進行状況を確認する観点から行う。 (2) 年度評価の積み重ねが、中期目標期間終了時における法人の自主的な組織や業務全般の見直しの基礎になることに留意する。 	<p>※（桑名市民病院は、「評価の基本方針」、「年度評価実施要領」及び「中期目標期間評価実施要領」をまとめて、「業務実績に関する評価の基準」としている。）</p>

他法人の年度評価の実施要領

<p>第2 評価方法</p> <p>1 年度評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。</p> <p>2 「項目別評価」は、当該年度の年度計画に定めた事項ごとにその実施状況を確認することにより、各年度における中期計画の各事項の進捗状況を確認する。</p> <p>3 「全体評価」では、項目別評価の結果等を踏まえつつ、中期計画の進捗状況全体について総合的に評価する。</p> <p>第3 項目別評価の具体的方法</p> <p>項目別評価は、1 法人による自己評価、2 評価委員会による小項目評価、3 評価委員会による大項目評価、の手順で行う。</p> <p>1 法人による自己評価</p> <p>(1) 法人は、年度計画の小項目(内容によっては複数の小項目)ごとの進捗状況について、次の表のとおり、5段階で自己評価を行い、業務実績報告書を作成する。</p>	<p>2 評価方法</p> <p>(1) 年度評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。</p> <p>(2) 「項目別評価」は、当該年度の年度計画に定めた事項ごとにその実施状況を確認することにより、各年度における中期計画の各事項の進行状況を確認する。</p> <p>(3) 「全体評価」では、項目別評価の結果等を踏まえつつ、中期計画の進行状況全体について総合的に評価する。</p> <p>3 項目別評価の具体的方法</p> <p>項目別評価は、(1)法人による自己評価、(2)評価委員会による小項目評価、(3)評価委員会による大項目評価、の手順で行う。</p> <p>(1) 法人による自己評価</p> <p>① 法人は、年度計画の小項目(内容によっては複数の小項目)ごとの進捗状況について、次の5段階で自己評価を行い、業務実績報告書を作成する。</p>	<p>3 年度評価の方法</p> <p>当該年度計画に定めた事項ごとに行う「項目別評価」と業務実績全体の進捗状況について行う「全体評価」の2つを併せて行うものとする。</p> <p>(1) 項目別評価の方法</p> <p>項目別評価は、①法人による自己評価、②評価委員会による小項目評価、③評価委員会による大項目評価、の手順で行う。</p> <p>① 法人による自己評価</p> <p>法人は、年度計画の小項目(内容によっては複数の小項目)ごとの進捗状況について、次の5段階で自己評価を行い、業務実績報告書を作成する。</p>
---	--	--

他法人の年度評価の実施要領

区分	進捗の度合い	判断基準		
5	計画を大幅に上回る。	計画を達成し、明らかにそれを上回るレベル	V・・・年度計画を大幅に上回って実施している。	5 …… 年度計画を大幅に上回って実施している
4	計画を順調に実施している。	計画どおりに実施している。	IV・・・年度計画を上回って実施している。	4 …… 年度計画を上回って実施している
3	計画を下回るが、計画に近い。	計画からは下回ったが、支障や問題とならないレベル	III・・・年度計画を順調に実施している。	3 …… 年度計画を順調に実施している
2	計画を下回る	計画からすれば、支障や問題があるレベル	II・・・年度計画を十分に実施できていない。	2 …… 年度計画を十分に実施できていない
1	計画を大幅に下回っている。	計画からすれば、著しく乖離したレベル、又は未着手	I・・・年度計画を大幅に下回っている。	1 …… 年度計画を大幅に下回っている
<p>(2) 業務実績報告書には、自己評価のほか、自己評価の判断理由(実施状況等)を記載する。</p> <p>(3) 業務実績報告書には、特記事項として、特色ある取り組み、法人運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題などを自由に記載する。</p>			<p>② 業務実績報告書には、自己評価のほか、自己評価の判断理由(実施状況等)を記載する。</p> <p>③ 業務実績報告書には、特記事項として、特色ある取り組み、法人運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題などを自由に記載する。</p>	<p>業務実績報告書には、特記事項として、特色ある取り組み、法人運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題などを自由に記載する。</p>

他法人の年度評価の実施要領

2 評価委員会による小項目評価

- (1) 評価委員会において、法人の自己評価及び目標設定の妥当性などを総合的に検証し、年度計画の小項目ごとの進捗状況について、法人の自己評価と同様に1～5の5段階による評価を行う。
- (2) 評価委員会による評価と法人の自己評価が異なる場合は、評価委員会が評価の判断理由等を示す。
- (3) その他、必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。

3 評価委員会による大項目評価

- (1) 評価委員会において、小項目評価の結果、各重点項目の達成状況並びに特記事項の記載内容等を考慮し、大項目ごとに中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況について、次の5段階による評価を行う。

S：中期目標・中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある

(2) 評価委員会による小項目評価

- ① 評価委員会において、法人の自己評価及び目標設定の妥当性などを総合的に検証し、年度計画の小項目ごとの進捗状況について、法人の自己評価と同様にI～Vの5段階による評価を行う。
- ② 評価委員会による評価と法人の自己評価が異なる場合は、評価委員会が評価の判断理由等を示す。
- ③ その他、必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。

(3) 評価委員会による大項目評価

- ① 評価委員会において、小項目評価の結果、特記事項の記載内容等を考慮し、大項目ごとに中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況について、次の5段階による評価を行う。

S：中期目標・中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある

② 評価委員会による小項目評価

評価委員会において、法人の自己評価及び目標設定の妥当性などを総合的に検証し、年度計画の小項目ごとの進捗状況について、次の5段階による評価を行う。

- 5 … 年度計画を大幅に上回って実施している
- 4 … 年度計画を上回って実施している
- 3 … 年度計画を順調に実施している
- 2 … 年度計画を十分に実施できていない
- 1 … 年度計画を大幅に下回っている

評価委員会による評価と法人の自己評価が異なる場合は、評価委員会が評価の判断理由等を示す。また、必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。

③ 評価委員会による大項目評価

評価委員会において、小項目評価の結果、特記事項の記載内容等を考慮し、大項目ごとの進捗状況について、次の5段階による評価を行う。

S … 特筆すべき進捗状況にある (3. 1以上)
A … 計画どおりに進んでいる (2. 7以上3.)

他法人の年度評価の実施要領

<p>A：中期目標・中期計画の達成に向けて計画どおり進んでいる</p> <p>B：中期目標・中期計画の達成に向けておおむね計画どおり進んでいる</p> <p>C：中期目標・中期計画の達成のためにはやや遅れている</p> <p>D：中期目標・中期計画の達成のためには重大な改善事項がある。</p>	<p>(評価委員会が特に認める場合)</p> <p>A：中期目標・中期計画の達成に向けて計画どおり進んでいる (すべての項目がⅢ～Ⅴ)</p> <p>B：中期目標・中期計画の達成に向けておおむね計画どおり進んでいる (Ⅲ～Ⅴの割合が9割以上)</p> <p>C：中期目標・中期計画の達成のためにはやや遅れている (Ⅲ～Ⅴの割合が9割未満)</p> <p>D：中期目標・中期計画の達成のためには重大な改善事項がある (評価委員会が特に認める場合)</p> <p>② <u>小項目評価の結果を考慮するに当たっては、小項目ごとに付けられたウェイトを踏まえることとする。法人は各項目の重要性を勘案してウェイト付けを行うことができる。</u></p>	<p><u>0以下)</u></p> <p>B … おおむね計画どおりに進んでいる <u>(2.3以上2.6以下)</u></p> <p>C … やや遅れている <u>(1.9以上2.2以下)</u></p> <p>D … 重大な改善事項あり <u>(1.8以下)</u></p> <p><u>各段階の評価は、大項目ごとの小項目評価の評点の平均値(小数点以下第2位四捨五入)で区分する。</u></p>
<p>第4 全体評価の具体的方法</p> <p>1 評価委員会において、項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、記述式による評価を行う。</p>	<p>4 全体評価の具体的方法</p> <p>(1) 評価委員会において、項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、記述式による評価を行う。</p>	<p>(2) 全体評価の方法</p> <p>① 評価委員会において、項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、記述式による評価を行う。</p>

他法人の年度評価の実施要領

2 全体評価においては、法人化を契機とした病院改革の取り組み(法人運営における自律性・機動性の発揮、財務内容の改善など)を積極的に評価することとする。

第5 年度評価の具体的な進め方とスケジュール

- 1 法人において、業務実績報告書を作成し、評価委員会に提出する。【6月末まで】
- 2 評価委員会において、法人からのヒアリング等により業務実績報告書の調査・分析を行い、年度評価の作業を行う。【7～8月】
- 3 評価委員会における審議を通じて評価(案)をとりまとめる。【7～8月】
- 4 評価(案)について法人に意見申し立て機会を付与する。【8月中～下旬】
- 5 評価委員会において評価を決定して、法人に通知し、市長に報告するとともに公表する。【8月下旬】

第6 その他

- 1 法人において作成する業務実績報告書の様式は、別紙のとおりとする。
- 2 本実施要領については、年度評価の実施結果等を踏まえ、不断に見直し・改善を図るものとする。

(2) 全体評価においては、法人化を契機とした病院改革の取り組み(法人運営における自律性・機動性の発揮、財務内容の改善など)を積極的に評価することとする。

5 年度評価の具体的な進め方とスケジュール

- (1) 法人において、業務実績報告書を作成し、評価委員会に提出する。【6月末まで】
- (2) 評価委員会において、法人からのヒアリング等により業務実績報告書の調査・分析を行い、年度評価の作業を行う。【7～8月】
- (3) 評価委員会における審議を通じて評価(案)をとりまとめる。【7～8月】
- (4) 評価(案)について法人に意見申し立て機会を付与する。【8月下旬】
- (5) 評価委員会において評価を決定して、法人に通知し、市長に報告するとともに公表する。【9月初旬】

6 その他

- (1) 法人において作成する業務実績報告書の様式は、別紙のとおりとする。
- (2) 本実施要領については、年度評価の実施結果等を踏まえ、不断に見直し・改善を図るものとする。

② 全体評価においては、法人化を契機とした病院改革の取り組み(法人運営における自律性・機動性の発揮、財務内容の改善、病院運営の透明性の向上など)を積極的に評価することとする。

他法人の年度評価の実施要領

地方独立行政法人新小山市民病院

平成25事業年度の業務実績に関する評価結果

(イメージ)

平成26年7月

地方独立行政法人新小山市民病院評価委員会

地方独立行政法人新小山市市民病院平成25事業年度の業務実績に関する
評価結果

第1 全体評価

1 評価結果

2 全体評価にあたって考慮した事項
(1)

(2)

第2 大項目評価

1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 評価結果

(2) 判断理由

<第1表 大項目の評価方法>

大項目評価は、小項目評価の結果、各重点項目の達成状況並びに特記事項の記載内容等を考慮し、大項目ごとに中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況について、次の5段階による評価を行う。(地方独立行政法人新小山市民病院の年度評価実施要領 第3「項目別評価の具体的方法」 3「評価委員会による大項目評価」(1))

S：中期目標・中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある

A：中期目標・中期計画の達成に向けて計画どおり進んでいる

B：中期目標・中期計画の達成に向けておおむね計画どおり進んでいる

C：中期目標・中期計画の達成のためにはやや遅れている

D：中期目標・中期計画の達成のためには重大な改善事項がある

【大項目評価にあたり考慮した事項】

① 小項目評価が5（計画を大幅に上回る）の評価の項目が次の○件あった。

ア

イ

② 小項目評価が4（計画を順調に実施している）の評価の項目は、次の○件であった。

ア

イ

ウ

(3) 評価にあたっての意見、指摘等

2 業務運営の改善及び効率化に関する事項

(1) 評価結果

(2) 判断理由

【大項目評価にあたり考慮した事項】

①

②

(3) 評価にあたっての意見、指摘等

地方独立行政法人新小山市市民病院の中期目標期間評価実施要領（案）

平成25年 月 日

地方独立行政法人新小山市市民病院評価委員会

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第30条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人新小山市市民病院評価委員会（以下「評価委員会」という。）において地方独立行政法人新小山市市民病院（以下「法人」という。）の中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）を実施するに当たっては、「地方独立行政法人新小山市市民病院に対する評価の基本方針（平成25年 月 日決定）」を踏まえながら、以下に示した方針及び評価方法などにより実施する。

第1 評価方針

中期目標期間評価は、中期目標・中期計画の達成状況等から法人の業務運営等に関して総合的に評価を行い、法人運営の質的向上に資するものとする。

第2 評価方法

中期目標に掲げた大項目ごとに行う「項目別評価（大項目評価）」と業務実績全体の進捗状況について行う「全体評価」の2つを併せて行うものとする。

第3 項目別評価（大項目評価）の具体的方法

項目別評価は、各事業年度の評価結果を踏まえつつ、当該期間における中期目標の達成状況を調査・分析し、その結果を考慮して、大項目ごとの進捗状況について、次の5段階による評価を行う。

- S：特筆すべき進捗状況にある
- A：計画どおり進んでいる
- B：概ね計画どおりに進んでいる
- C：やや遅れている
- D：重大な改善事項がある

第4 全体評価の具体的方法

- 1 評価委員会において、項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、記述式による評価を行う。
- 2 全体評価においては、法人化を契機とした病院改革の取組み（法人運営における自律性・機動性の発揮、財務内容の改善等）を積極的に評価することとする。

第5 その他

法人において作成する事業報告書の様式等については、後日別に定める。

地方独立行政法人新小山市民病院 財務諸表の承認方針（案）

地方独立行政法人は、毎事業年度財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。また、財務諸表の承認をしようとする時には、設立団体の長は評価委員会の意見を聴くこととなっている。

財務諸表については、監事の監査対象となっていることから、評価委員会における財務諸表の確認については合規性及び表示内容の適正性について下記の通り実施するものとする。

フローチャート③

評価委員会の確認事項

(1)合規性について	①財務諸表及び添付資料が、事業年度終了後3月以内に提出されているか ②必要な書類は全て提出されているか ③監事の報告書に考慮すべき意見はないか
(2)表示内容の適正性について	①地方独立行政法人会計基準に照らして表示科目、会計方針等記載すべき項目について遺漏はないか ②合計等の基本的な計数は整合しているか ③書類相互間における数値の整合は取れているか

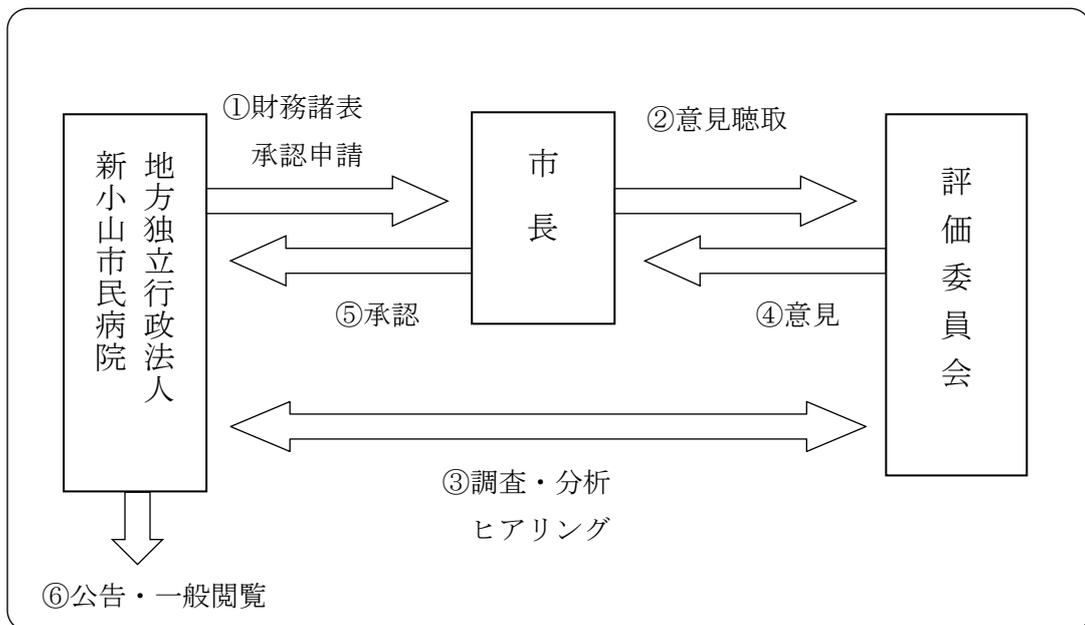
※その他・・・評価委員会では、地方独立行政法人法に規定されている重要な項目や会計処理についても調査、ヒアリングを通して確認を行うものとする。

財務諸表の承認について

1 財務諸表の承認における評価委員会の役割

地方独立行政法人法第34条第3項により、市長は、財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならないこととされている。

(財務諸表承認のフローチャート)



2 提出資料

フローチャート①

(1) 財務諸表【法第34条第1項】

- ① 貸借対照表
- ② 損益計算書
- ③ 利益の処分又は損失の処理に関する書類
- ④ キャッシュ・フロー計算書
- ⑤ 行政サービス実施コスト計算書
- ⑥ 附属明細書

(2) 添付書類【法第34条第2項】

- ① 事業報告書
- ② 決算報告書
- ③ 監事の意見

財務諸表等の概要

1 財務諸表【法第 34 条第 1 項】

(1) 貸借対照表	法人の財政状態を明らかにするため、貸借対照表日（期末日）におけるすべての資産、負債及び資本を記載するもの。
(2) 損益計算書	法人の経営成績を明らかにするため、一会計期間に属する法人のすべての収益とこれに対応するすべての費用とを記載して当該期間の損益を示すもの。
(3) 利益の処分又は損失の処理に関する書類	損益計算書において算出された法人の当期末処分利益の処分又は当期末処理損失の処理の内容を明らかにするもの。
(4) キャッシュ・フロー計算書	法人の一会計期間におけるキャッシュ・フロー（資金の収支）の状況を活動区分（業務活動、投資活動及び財務活動）別に示すもの。
(5) 行政サービス実施コスト計算書	納税者である住民等の行政サービスに対する評価・判断に資するため、一会計期間に属する法人の業務運営に関して住民等が負担するコストを集約して表示したもの。
(6) 附属明細書	<p>貸借対象表及び損益計算書等の内容を補足するため、より詳細な情報を表示するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細 ② たな卸資産の明細 ③ 有価証券の明細 ④ 長期貸付金の明細 ⑤ 長期借入金の明細 ⑥ 移行前地方債償還債務の明細 ⑦ 引当金の明細 ⑧ 保証債務の明細 ⑨ 資本金及び資本剰余金の明細 ⑩ 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細 ⑪ 運営費負担金債務及び運営費負担金収益の明細 ⑫ 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細 ⑬ 地方公共団体等からの財源措置の明細 ⑭ 役員及び職員の給与の明細 ⑮ 開示すべきセグメント情報 ⑯ 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

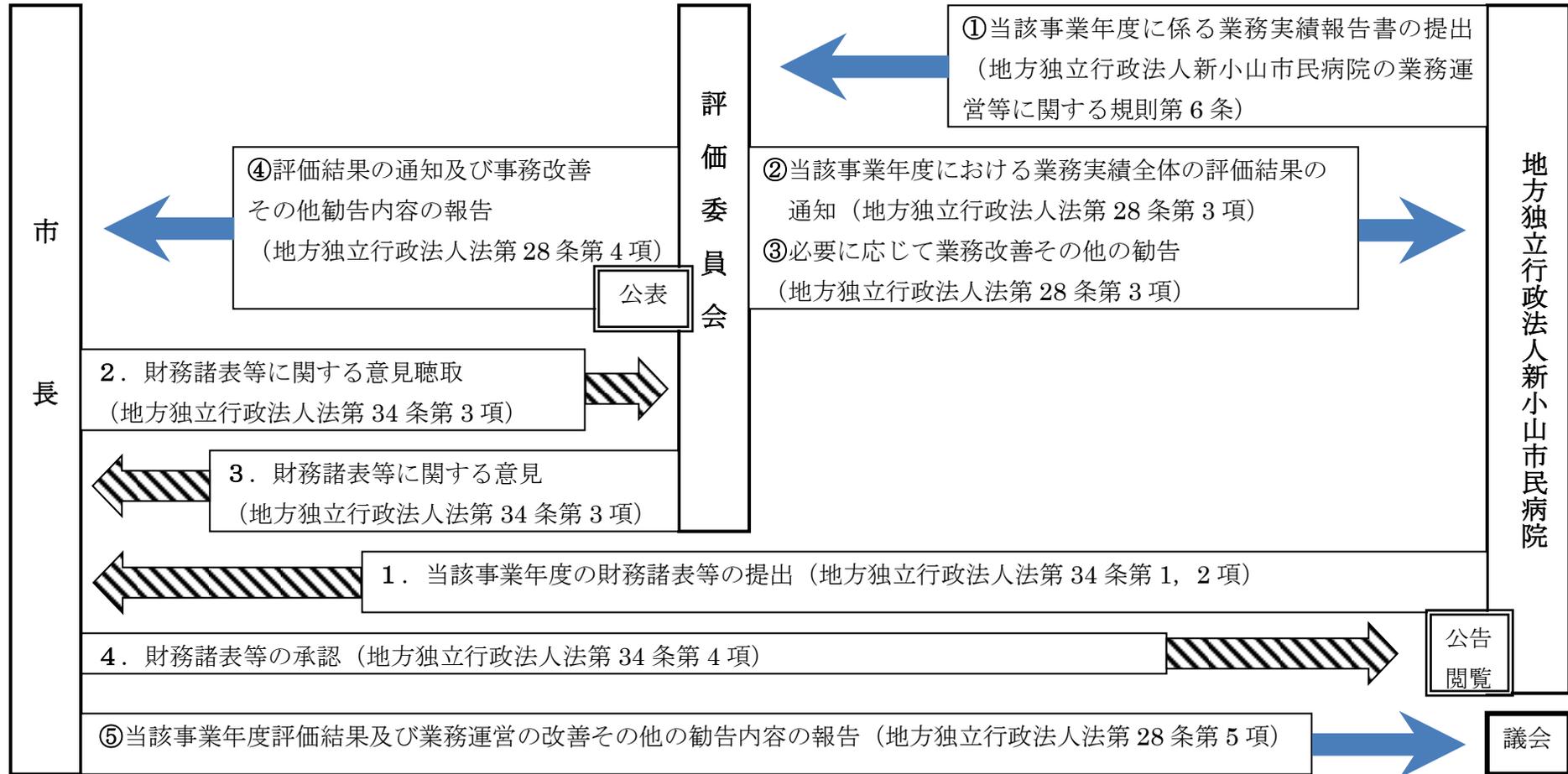
2 財務諸表を市長に提出する際の添付書類【法第 34 条第 2 項】

(1)事業報告書	年度計画で定めた事項の実施状況・実施経過を報告するものであり、計数的情報で表現しきれない法人の業務及び財務状況その他法人の状況に関する重要な事項を、文章等で記載する報告書類。
(2)決算報告書	予算の区分に従った決算報告の書類であり、年度計画の一項目である予算の執行状況（執行実績）を表すもの。
(3)監事の意見	財務諸表等に関する監査を含め、地方独立行政法人の業務全般にわたって監査を行い意見を付すもの。

H25 年度 新小山市民病院評価委員会スケジュール

	平成 25 年度				平成 26 年度	
	4～6 月	7～9 月	10～12 月	1～3 月	6～9 月	10～12 月
地方独立行政法人新小山市民病院	H25 年度計画の策定・公表	H24 年度決算		H26 年度計画の策定・公表	財務諸表等作成	25 年度業務実績の作成
小山市長 (健康増進課)	市長へ提出	市長へ提出 ↓ 監査の審査		市長へ提出	市長へ提出 市長の承認	市長へ報告
評価委員会		【第 1 回評価委員会】 ◆報告 ・25 年度年度計画 ・25 年度第一四半期の状況報告 ◆審議事項 ・評価の基本方針 ・評価実施要領	【第 2 回評価委員会】 ◆審議事項 ・評価の基本方針 ・評価実施要領 ・財務諸表承認方針 【第 3 回評価委員会】 ◆審議事項 ・評価の基本方針 ・評価実施要領 ・財務諸表承認方針		2 意見聴取 ↓ 【評価委員会】 ◆審議事項 ・財務諸表等に係る意見	【評価委員会】 ◆審議事項 ・年度評価の作成
市議会		議会の認定			⑤報告	議会へ報告
					1 提出 ↑ 4 承認	①提出 ↑ ②結果通知 ③勧告 ④報告

地方独立行政法人新小山市民病院の当該事業年度に係る業務の実績に関する評価及び財務諸表等の市長承認



①～⑤の業務の実績に関する評価内容は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査（実情の把握）、当該事業年度における中期計画の実施状況の分析、業務の実績の全体についての総合的な評定の 3 点であり、それに付随するものとして、将来の業務運営の改善その他の勧告もできることとしている。〔地方独立行政法人法第 28 条第 2 項及び第 3 項解説〕

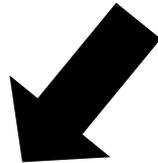
1～4 は、財務諸表等の承認の流れ

評価基準作成の手順

「評価の基本方針」の作成

(年度評価及び中期目標期間評価の基本的な考え方)

1. 基本方針
 - * 評価の前提、基本的目的
2. 評価方法
 - * 年度評価
 - * 中期目標期間評価
3. 評価結果の活用
4. 評価の進め方
 - * 報告書の提出
 - * 評価の実施
 - * 意見申立ての機会付与
5. 目標・計画策定の際の留意点



「年度評価実施要領」の作成

(年度評価の具体的方法)

1. 評価方針
 - * 年度評価の基本的な考え方
2. 評価方法
 - * 評価方法の区分
 - ① 項目別評価
 - ② 全体評価
3. 項目別評価の具体的方法
 - * 法人による自己評価
 - * 評価委員会による項目別評価
4. 全体評価の具体的方法
5. 年度評価のスケジュール
 - * 評価の日程等
6. その他
 - * 業務実績報告書様式等

「中期目標期間評価実施要領」の作成

(中期目標期間評価の具体的方法)

1. 評価方針
 - * 中期目標期間評価の基本的な考え方
2. 評価方法
 - * 評価方法の区分
 - ① 項目別評価
 - ② 全体評価
3. 項目別評価の具体的方法
 - * 評価委員会による項目別評価
4. 全体評価の具体的方法
5. その他
 - * 事業報告書様式等

